

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日语译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；
- 关于《里兆法律资讯》的订阅规则、版权声明及免责声明等内容，详见里兆律师事务所网站的[订阅规则](#)；
- 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的[“里兆法律资讯”](#)栏目；
- 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系[联系](#)；
- 您还可关注微信公众号“里兆法律资讯”（微信二维码见右侧），更便捷地阅读《里兆法律资讯》的重点内容。



- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり（中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします）、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。
- 「里兆法律情報」の購読、著作権声明及び免責声明等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの[受信にあたってのお願い](#)をご覧ください。
- 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの[「里兆法律情報」](#)の欄をご覧ください。
- ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご[連絡](#)ください。
- WeChat 公式アカウント「里兆法律情報」から「里兆法律情報」の要旨を逸早くご覧いただけます（左の WeChat・QR コードを読み取っていただきますと、入力の手間が省けます）。

中国上海市陆家嘴环路 1000 号恒生银行大厦 29 层

Issue 424・2015/01/20～2015/01/26

目录

（点击目录标题，可转至相应主文；点击主文标题，可返回目录。）

一、最新中国法令

- 关于促进服务外包产业加快发展的意见..... 2

二、最新资讯

- 《应收账款质押登记办法》公开征求意见... 2
- 国家工商总局发布网络交易平台经营风险警示..... 3

三、里兆解读

- 2014 年经营者集中新规之回顾及简析..... 3

四、近期热点话题..... 7

目次

（目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。）

一、最新中国法令

- サービスアウトソーシング産業発展加速化の促進に関する意見..... 2

二、新着情報

- 「売掛金質権登記弁法」がパブリックコメントを募集する..... 2
- 国家工商総局がオンライン取引プラットフォーム経営リスク警告を公布した..... 3

三、里兆解説

- 2014 年の事業者集中新規定を振り返り簡潔に分析する..... 3

四、トピックス..... 7

一、最新中国法令

● 关于促进服务外包产业加快发展的意见

【发布单位】国务院

【发布文号】国发〔2014〕67号

【发布日期】2015-01-16

【内容提要】该意见提出：

1	定期发布《服务外包产业重点发展领域指导目录》。 ▪ 大力发展软件和信息技术、设计、研发、互联网、医疗、工业、能源等领域服务外包； ▪ 加快发展文化创意、教育、交通物流、健康护理、科技服务、批发零售、休闲娱乐等领域服务外包；等。
2	从区域和领域上扩大对技术先进型服务企业减按15%税率缴纳企业所得税和职工教育经费不超过工资薪金总额8%部分税前扣除的税收优惠政策实施范围。
3	将中国服务外包示范城市数量从21个有序增加到31个。
4	实行国际服务外包增值税零税率和免税政策。
5	为从事国际服务外包业务的外籍中高端管理和技术人员提供出入境和居留便利。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-01/16/content_9402.htm

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、最新资讯

● 《应收账款质押登记办法》公开征求意见

日前，中国人民银行公布《应收账款质押登记办法（修订征求意见稿）》，并向社会公开征求意见（截止日期为2015年02月27日）。

修订内容主要包括：

- 增加：权利人在登记平台办理保理业务中

一、最新中国法令

● サービスアウトソーシング産業発展加速化の促進に関する意見

【発布機関】国务院

【発布番号】国発〔2014〕67号

【発布日】2015-01-16

【概要】本意見は、以下の内容を提起した。

1	「サービスアウトソーシング産業重点発展分野指導目録」を定期的に公布する。 ▪ ソフトウェアと情報技術、設計、研究開発、インターネット、医療、工業、エネルギーなどの分野におけるサービスアウトソーシングの発展に注力する。 ▪ 文化クリエイティブ、教育、交通物流、ヘルスケア、科学技術サービス、卸売・小売、レジャー・娯楽などの分野におけるサービスアウトソーシングの発展を加速するなど。
2	区域および分野から、技術先端型サービス企業について、15%の税率に減じた企業所得税の徴収および従業員教育経費の給与総額の8%を超えない部分の税前控除に関する税收優遇政策の実施範囲を拡大する。
3	中国サービスアウトソーシングのモデル都市の数を21都市から段階的に31都市まで増加する。
4	国際サービスアウトソーシングの増値税ゼロ税率および免税政策を実施する。
5	国際サービスアウトソーシング業務に従事する外国籍中高級管理者および技術者に出入国および居留上の利便を提供する。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-01/16/content_9402.htm

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内するURLは政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、新着情報

● 「売掛金質権登記弁法」がパブリックコメントを募集する

先頃、中国人民銀行は「売掛金質権登記弁法（改正意見募集案）」を公布し、社会に向けパブリックコメントを募集している（締め切りは2015年2月27日である）。

改正内容は主に以下の通りである。

- 追加：権利者は登記プラットフォームにおいてファ

的应收账款转让登记，参照该办法有关规定。

- 修改完善应收账款的定义：
 - 增加兜底条款，即其他以合同为基础的具有金钱给付内容的债权；
 - 完善排除条款，排除因信用证而产生的付款请求权，以及法律、行政法规禁止转让的付款请求权。
- 若干登记事项的修改。
- 修改登记机构撤销异议登记的规定；等。

（里兆律师事务所 2015 年 01 月 23 日编写）

クタリング業務に伴う売掛金譲渡登記を行う場合、本弁法の関連規定を参照する。

- 売掛金の定義を修正・整備した。
 - 包括条項を増やし、即ちその他の契約に基づいた金銭支払い内容を伴う債権を追加した。
 - 除外条項を整備し、信用状に起因して生じる支払請求権、および法律、行政法規が譲渡を禁止する支払請求権を除外した。
- 一部の登記事項に関する変更。
- 登記機関の抹消異議登記に関する規定の変更など。

（里兆法律事務所が 2015 年 1 月 23 日付で作成）

● 国家工商总局发布网络交易平台经营风险警示

日前，国家工商行政管理总局就网络交易平台内易发的违法违规问题，向社会发布**风险警示**，督促网络交易平台经营者进行对照梳理和自我整改。包括：

- 平台内经营者擅自使用他人企业名称开展经营活动。
- 违规促销、虚假宣传及广告违法；等。

（里兆律师事务所 2015 年 01 月 23 日编写）

● 国家工商総局がオンライン取引プラットフォーム経営リスク警告を公布した

先頃、国家工商行政管理総局はオンライン取引プラットフォームにおいて生じ易い法令違反事項について、社会に向け**リスク警告の公布**を行い、オンライン取引プラットフォーム事業者に対し照合整理および自発的な是正を督促した。それには以下の内容が含まれる。

- プラットフォーム内事業者が無断で他社の名称を使用して営業活動を行うこと。
- 規則違反の販売促進、虚偽の宣伝および違法広告など。

（里兆法律事務所が 2015 年 1 月 23 日付で作成）

三、里兆解读

● 2014 年经营者集中新规之回顾及简析

2014 年，中国各反垄断执法部门在执法工作中体现出了较为严格、活跃的态势，不仅连续开出多张巨额罚单，在经营者集中方面更是新规迭出。本文将从经营者的角度出发，对新规进行简要的分析。

■ 《关于经营者集中申报的指导意见》的修订

《关于经营者集中申报的指导意见》（以下简称“《申报指导意见》”）发布于《反垄断法》实施之初（2009 年 01 月 05 日），由于时间较早、案例较少，当时的规定较为简略。2014 年，[商务部对《申报指导意见》进行了修订](#)，条目从原来的 12 条增加到 30 条，主要包括以下方面：

【表一】

区分	修订前	修订后
控制权	——	- 第 3 条整合了控制权的考虑因素，除集中协议和章程外，交易目的和未来计划、股权结构变化、表决机制、组织机构设置等大

三、里兆解説

● 2014 年の事業者集中新規定を振り返り簡潔に分析する

2014 年、中国の各独占禁止法執行部門は、法執行作業において厳格、活発な姿勢を示し、立て続けに複数の巨額の過料通知書を発行しただけでなく、事業者集中の面でも新たな規定を送り出した。本文では、事業者の観点から、新規定について簡潔な分析を行う。

■ 「事業者集中申告に関する指導意見」の改正

「事業者集中申告に関する指導意見」（以下、「申告指導意見」という）の公布は「独占禁止法」実施の初期（2009 年 1 月 5 日）であり、時期的に早く、事例も少なかったため、当時の規定はやや簡略であった。2014 年、[商務部は「申告指導意見」を改正し](#)、条目は以前の 12 条から 30 条に増加した。主に以下の方面である。

【表一】

区分	改正前	改正後
支配権	——	- 第 3 条では、支配権の考慮要素が整理統合され、集中協議書および定款のほか、取引目的および将来計画、持分構造の変化、表决メカニズ

		量法律和事实因素都将被纳入考量。
营业额计算	——	- 第5至7条整合了现行营业额计算相关的规定，包括营业额的计算范围、计算原则等。
商谈及正式申报	- 大致规定了商谈的条件； - 大致规定了申报文件、资料的范围。	- 第9至12条规定了商谈的申请方式、商谈问题等； - 第13至25条规定了申报的时间、程序及撤回，文件、资料的范围、载体、语言版本等内容； - 第26条明确了经营者集中简易案件制度（详细分析见下文）；等。
程序性规定	- 规定了商务部反垄断局的保密义务。	- 第27条明确了申报不实的法律责任； - 第29条规定了“自愿申报”制度；等。

总体上，此次修订更倾向于对现有制度进行总结与整合，并将商务部反垄断局5年来的执法经验、实务观点等形成了正式的、书面的规定。

■ “经营者集中简易案件制度”的创设

2014年02月13日，商务部发布《[关于经营者集中简易案件适用标准的暂行规定](#)》（以下简称“《适用标准》”）、2014年04月18日发布《[关于经营者集中简易案件申报的指导意见（试行）](#)》（以下简称“《指导意见》”），对经营者集中简易案件制度进行了规范。

【表二】

适用条件
- 《适用标准》第2条，依照市场份额、经济活动的范围、控制人情况等因素，规定了6种简易案件的适用情况。 - 《适用标准》第3条，依照控制人情况、相关市场情况、不利影响等因素，规定了5种简易案件的除外情况。 - 依照上述两条规定，可以大致判断交易是否可以适用简易案件制度，如果仍不明确的，依照《指导意见》第1条的规定，可以在商谈中提出。
特点与差异
- 申报内容方面，相比非简易案件申报方填报的《经营者集中反垄断审查申报表》，简易案件申报方填报的《经营者集中简易案件反垄断审查申报表》对诸多复杂信息不需再进行申报，包括： 1) 相关市场的供应和需求结构； 2) 市场进入； 3) 横向或纵向合作协议；

		ム、組織機構の設置など、多くの法的小および事実的要素が考慮対象となった。
売上高の計算	——	- 第5から7条では、現行の売上高の計算に関する規定が整理統合され、売上高の計算範囲、計算原則などが含まれる。
相談および正式申告	- 相談の条件を大まかに規定していた。 - 申告書類、資料の範囲を大まかに規定していた。	- 第9から12条では、相談の申請方式、相談事項などを規定した。 - 第13から25条では、申告の時間、手順および撤回、書類、資料の範囲、媒体、使用言語などの内容を規定した。 - 第26条では、事業者集中簡易案件制度（詳細は後述を参照のこと）を明確にしたなど。
手続的規定	- 商務部独占禁止局の守秘義務を規定していた。	- 第27条では、事実と異なる申告の法的責任を明確にした。 - 第29条では、「任意申告」制度を規定したなど。

全体として、今次改正は現行制度に対するまとめと整理統合としての傾向がより強く、商務部独占禁止局が5年間に培った法執行経験、実務上の観点などを正式で、書面による規定にした。

■ 「事業者集中簡易案件制度」の創設

2014年2月13日に、商務部は「[事業者集中簡易案件の適用基準に関する暫定規定](#)」（以下「適用基準」という）を公布し、2014年4月18日には「[事業者集中簡易案件の申告に関する指導意見（试行）](#)」（以下「指導意見」という）を公布して、事業者集中簡易案件制度に対する規範化を行った。

【表二】

適用条件
- 「適用基準」第2条では、市場シェア、経済活動範囲、支配者状況などの要素に照らして、6種類の簡易案件の適用状況を規定した。 - 「適用基準」第3条では、支配者状況、関係市場状況、不利な影響などの要素に照らして、5種類の簡易案件の除外状況を規定した。 - 上述2条項の規定に照らして、取引に簡易案件制度を適用できるかを大まかに判断することができ、依然として不明確である場合、「指導意見」第1条の規定に照らして、相談において提起することができる。
特徴と相違
- 申告内容において、非簡易案件の申告者が記入する「事業者集中独占禁止審査申告表」と比べ、簡易案件の申告者が記入する「事業者集中簡易案件独占禁止審査申告表」は多くの複雑な情報の申告を求められておらず、それには以下の内容が含まれる。 1) 関係市場の供給と需要の構造。 2) 市場参入。 3) 水平または垂直方向の提携協議。

4) 集中可能产生的效率； 5) 集中是否涉及破产企业或濒临破产企业； 6) 有关方面对本次集中的意见，等。 - 信息披露方面，简易案件对较为复杂、较为敏感的信息内容适当降低了披露要求，包括： 1) 对于参与集中的经营者，简易案件中只需分别提供境外和境内从事与本项集中相关业务的关联企业详细介绍即可，不再需要提供关联实体的名称及股权结构图、基本信息、营业执照、外商投资企业批准证书等材料，减轻了申报方的信息搜集负担； 2) 对于相关市场的供应和需求结构，非简易案件需要提交五大外部供应商、外部客户信息及供应、需求结构等材料、信息，可能导致申报方的不安或顾虑，而简易案件不需要提供这方面的信息。
--

4) 集中で生まれると思われる効率。 5) 集中が破産企業または破産間際の企業に関連するか。 6) 関係方面からの本件集中に対する意見など。 - 情報開示において、簡易案件は複雑で、微妙な情報内容に対する開示要求を適度に引き下げており、それには以下の内容が含まれる。 1) 集中に参加する事業者について、簡易案件では国外および国内で本件集中関連業務に従事する関連企業の詳細説明をそれぞれ提供するだけでよく、関連実体の名称および持分構造図、基本情報、営業許可証、外商投資企業批准証書などの資料を提供する必要はなく、申告者の情報収集の負担を軽減した。 2) 関係市場の供給および需要構造について、非簡易案件ではトップ 5 の外部サプライヤー、外部顧客情報および供給、需要構造などの資料、情報を提出しなければならない、申告者の不安または懸念を生じさせるものと思われるが、簡易案件では本方面の情報を提供する必要がない。

目前，简易案件制度尚在探索和完善中，相关案件一般会在[商务部反垄断局网站首页](#)公示，披露交易概括、经营者简介、适用简易案件理由等信息。

現在、簡易案件制度は未だ模索と整備の段階にあるが、関連案件は、通常、[商務部独占禁止局ウェブサイトホームページ](#)において公示され、取引の概要、事業者のプロフィール、簡易案件の適用理由などの情報を開示されるものと思われる。

■ 附加限制性条件及禁止经营者集中

除批准经营者集中外（即，可按原计划实施集中），经营者集中申报后的结果还有附加限制性条件与禁止经营者集中两种，2014 年，两方面都有新规或案例发生。

■ 制限条件の付加および事業者集中の禁止

事業者集中が許可される（即ち、本来の計画に従って集中を実施できる）場合以外にも、事業者集中申告後の結果には更に制限条件の付加と事業者集中の禁止の二つがあり、2014 年は、二つのいずれにおいても新規定が設けられ、または事例が発生している。

【表三】

附加限制性条件
- 附加限制性条件，是指商务部对不予禁止的经营者集中，附加减少集中对竞争产生不利影响的限制性条件，一般包括结构性条件、行为性条件两种。附加限制性条件虽然不影响原交易的继续进行，但经营者后续需要进行一系列复杂的交易或行为，可能包括资产剥离、权益出让、许可关键技术等，若处理不当，可能对经营者的长期发展造成不利的影响。 - 2014 年 12 月 04 日，商务部颁布了《关于经营者集中附加限制性条件的规定（试行）》，较为清晰、明确地规定了限制性条件的种类与实施程序等内容，包括： 1) 限制性条件的提出与确定：附加限制性条件的方案由经营者提出建议（经营者在提出建议时需要综合考虑自身发展利益和商务部的竞争关注），商务部经评估后，将确定实施附加限制性条件或决定禁止集中； 2) 限制性条件的实施：对于确定实施的限制性条件，经营者应当及时、严格的实行，商务部还可能要求经营者在实施经营者

【表三】

制限条件の付加
- 制限条件の付加とは、商務部が禁止しない事業者集中に対し、集中が競争に対し及ぼす不利な影響を減少させる制限条件の付加を指し、一般的には構造上の条件、行為上の条件の二つが含まれる。制限条件の付加は本来の取引の継続実施には影響しないが、事業者は後日一連の複雑な取引または行為を行わなければならない、それには資産の切離し、権益の譲り渡し、重要技術の許諾などが含まれると思われる、適切に処理しなければ、事業者の長期的発展に不利な影響を及ぼすものと思われる。 - 2014 年 12 月 4 日，商務部は「事業者集中制限条件の付加に関する規定（试行）」を公布し、制限条件の種類と実施手順などの内容を明瞭、明確に規定した。それには以下の内容が含まれる。 1) 制限条件の提出と確定：制限条件の付加に関する方案は事業者が意見を提出し（事業者が意見を提出する際には自らの発展利益と商務部の競争への配慮を総合的に考慮しなければならない）、商務部が評価を行った後、制限条件の付加の実施を確定し、または集中の禁止を決定する。 2) 制限条件の実施：実施が確定した制限条件については、事業者は遅滞なく、厳格に実行しなければならない、商務部は更に事業者に対し事業者

集中前首先落实限制性条件； 3) 限制性条件的监督：在限制性条件的实施过程中，经营者需向商务部报告其遵守审查决定、实施剥离和执行相关协议等情况，且全程受由申报方委托并经商务部同意的监督受托人监督； 4) 限制性条件的变更与解除：限制性条件可以被变更或解除。确有必要时，集中后的经营者可以向商务部提出申请。 - 2014 年 12 月，西部数据公司因违反了商务部此前对其实施的两项限制性条件（违反了“维持交易前状态，确保维持独立法人地位并独立开展业务”等要求），被商务部分别处以罚款 30 万元人民币并限期改正的处罚¹。	集中实施前に第一に制限条件を実施するように要求するものと思われる。 3) 制限条件の監督：制限条件の実施過程において、事業者は商務部に対しその審査決定の遵守、切離しの実施および関連協議の実施などの状況を報告し、且つ全過程において申告者が委託し、商務部が同意した監督受託者の監督を受けなければならない。 4) 制限条件の変更と解除：制限条件は変更または解除することができる。確かに必要である場合、集中後の事業者は商務部に対し申請を行うことができる。 - 2014 年 12 月、ウエスタンデジタル社は商務部が事前に当該会社に対し実施した二つの制限条件に違反したため（「取引前の状態を維持し、独立法人の立場の維持ならびに独立した業務の実施を保証する」などの要求に違反した）、商務部からそれぞれ過料 30 万人民币と期限付の是正の処罰を受けた¹。
禁止经营者集中 - 禁止经营者集中，即商务部为确保国内相关市场的竞争效果不受排除、限制，作出的不予批准实施经营者集中的决定。 - 2014 年 06 月 17 日，商务部作出了反垄断法实施以来的第二次禁止经营者集中决定。对马士基、地中海航运、达飞设立网络中心的经营者集中，商务部认为，该网络中心的设立将导致三者形成紧密型联盟，在亚洲——欧洲航线集装箱班轮运输服务市场可能具有排除、限制竞争效果，因此决定禁止此项经营者集中。 - 需要说明的是，商务部对于禁止经营者集中决定的作出，通常是十分谨慎的，即使在上述案例中，商务部仍就竞争问题与申报方进行了多次商谈，并经申报方提交了多轮救济方案，商务部经评估认为救济方案缺少相应的法律依据和可信服的证据支持，不能解决商务部的竞争关注后，方才作出了禁止经营者集中的决定。	事業者集中の禁止 - 事業者集中の禁止とは、商務部が国内関係市場の競争効果が排他的、制限的影響を受けないことを確保するために下した事業者集中実施の許可を与えない決定を指す。 - 2014 年 6 月 17 日、商務部は独占禁止法施行以来 2 回目の事業者集中禁止の決定を下した。マースク、MSC、CMA-CGM がオンラインセンターを設立する事業者集中に対し、商務部は当該オンラインセンターの設立は三社の緊密な共同経営を形成することとなり、アジア—欧州航路コンテナ定期船運輸サービス市場において排他的、競争を制限する効果を持つであろうと判断し、本件事業者集中を禁止することを決定した。 - なお、商務部が下す事業者集中禁止の決定は、通常、十分慎重に行われ、たとえば上記案件においては、商務部は競争問題について申告者と数多くの協議を行い、申告者はいくつかの救済方案を提出しており、商務部は評価を行った上で救済方案には関連する法律根拠および納得できる証拠に基づく裏付けが不足しているために、商務部の競争に関する憂慮を解決できないと判断してはじめて、事業者集中禁止の決定を下している。

相比更多发生在日常经营中的垄断协议、滥用市场支配地位等垄断行为，经营者集中一般发生在重组、并购等事务中，其处置的妥当与否将更直接、深远地关系到公司的未来发展。与此同时，营业额的计算、取得控制权的认定等事项又具有比较高的复杂性与专业性，需要在会计师事务所、律师事务所等专业机构的协助下确定。因此，在重组、并购事务中，为确保项目的顺利推进，降低法律风险，建议公司尽早委托专业机构。

（里兆律师事务所 2015 年 01 月 23 日编写）

より多くが日常経営において発生する独占協定、市場の支配的地位の濫用などの独占行為と比べ、事業者集中は一般的に事業再編、買収合併などの実務において発生し、その処理が妥当であるかはより直接的、深刻に会社の将来の発展にかかわると思われる。これと同時に、売上高の計算、支配権の取得に関する認定などの事項も高い複雑性と専門性を抱えているため、会計士事務所、法律事務所などの専門機構の協力の下に確定する必要がある。このため、事業再編、買収合併の実務において、プロジェクトを支障なく推進させ、法的リスクを低減させるために、企業は早い段階で専門機構に委託することが望ましい。

（里兆法律事務所が 2015 年 1 月 23 日付で作成）

¹ 参考：<http://tfs.mofcom.gov.cn/article/ckts/ckzcfg/201412/20141200824263.shtml>，
<http://tfs.mofcom.gov.cn/article/ckts/ckzcfg/201412/20141200824270.shtml>。

四、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- 《外国投资法（草案征求意见稿）》
- 日本人短期（15 天内）来华的免签证问题
- 新年（春节）期间，与公务员交往中的注意点及风险
- 撤退，以及撤退过程中的各类纠纷（尤其是群体性劳资纠纷、以及税务稽查案件）

四、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- 「外国投資法（草案意見募集案）」
- 日本人が短期（15 日以内）に訪中する場合のビザ免除に関する問題
- 新年（春節）期間において、公務員と接触する場合の注意点とリスク
- 撤退、および撤退過程における各種紛争（特に労使紛争群衆事件、および税務査察案件）